

◎佐賀県条例第23号

佐賀県立21世紀県民の森設置条例の一部を改正する条例

佐賀県立21世紀県民の森設置条例（昭和58年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置) 第1条 21世紀に向けて、県民が自然とのふれあいのなかで、自然のもたらす恩恵を享受する機会を提供することにより、青少年の健全な育成及び県民の健康の増進を図るため、佐賀県立21世紀県民の森（以下「県民の森」という。）を設置する。</p> <p>(位置) 第2条 略</p> <p>(指定管理者) 第3条 略</p> <p>(補則) 第4条 略</p>	<p>(設置) 第1条 県民が自然とのふれあいのなかで、自然のもたらす恩恵を享受する機会を提供することにより、青少年の健全な育成及び県民の健康の増進を図るため、佐賀県立21世紀県民の森（以下「県民の森」という。）を設置する。</p> <p>(位置) 第2条 略</p> <p><u>(施設)</u> 第3条 県民の森の施設は、総合案内所、森林学習展示館、森林レクリエーション利用施設及びキャンプ場とする。</p> <p>(指定管理者) 第4条 略</p> <p><u>(利用料金)</u> 第5条 県民の森の施設のうちキャンプ場を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、キャンプ場の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。</p> <p>(補則) 第6条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の佐賀県立21世紀県民の森設置条例第4条第1項の規定により行うキャンプ場の施設の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。